○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（高知地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（高知地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。
１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成24年２月21日までに北陸財務局理財部金融監督第一課あて申し出をされたい。
２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。
［掲載順序］
①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地
①20831000894②株式会社アットホーム北陸③東都　正治④富山県富山市堀上堀町23―２
平成 24 年１月 23 日
北陸財務局長　篠原　　寛

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２３年（家）第７２９３号
福岡県春日市紅葉ケ丘東７丁目43番地１
申立人　山本あさか
本籍福岡市中央区大濠２丁目２番、最後の住所福岡市東区筥松１丁目２番22号、死亡の場所福岡市東区､死亡年月日平成22年12月７日、出生の場所福岡県若松市、出生年月日昭和37年１月17日、職業医療法人理事長
被相続人　亡　塚本富士子
事務所福岡市東区馬出２―１―22　弁護士法人奔流法律事務所　池永オフィス
相続財産管理人　弁護士　池永　　修
福岡家庭裁判所
平成２３年（家）第７３８２号
福岡市博多区博多駅南２丁目２番１号
申立人　福岡県信用保証協会
本籍福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原428番地２、最後の住所福岡県糟屋郡志免町大字別府474番地１　アネシス空港東Ｖ―405号、死亡の場所福岡県糟屋郡志免町、死亡年月日平成21年６月17日、出生の場所福岡市南区、出生年月日昭和52年９月１日、職業会社役員
被相続人　亡　松永　誠志
事務所福岡市中央区赤坂１丁目11―13
相続財産管理人　司法書士　宮崎　浩平
福岡家庭裁判所
平成２３年（家）第９２１４号
北九州市小倉北区城内１番１号
申立人　北九州市
本籍北九州市若松区東畑町８番地３、最後の住所北九州市若松区東畑町５番３号、死亡の場所山口県下関市、死亡年月日平成22年３月25日、出生の場所福岡県若松市、出生年月日昭和８年９月10日、職業不明
被相続人　亡　柴田　　静
事務所北九州市小倉北区田町14番28号ロイヤービル６階ひびき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河原　一雅
福岡家庭裁判所小倉支部
平成２３年（家）第４０３５号
福岡県田川郡糸田町4154番地の２
申立人　社会福祉法人筑豊福祉会
理事　吉田　久志
本籍熊本市二本木２丁目99番地、最後の住所福岡県田川郡福智町金田1257番地２の１、死亡の場所福岡県田川郡福智町、死亡年月日平成23年10月22日、出生の場所熊本県熊本市、出生年月日大正５年11月27日、職業無職
被相続人　亡　木村キクヨ
福岡県田川市大字弓削田541番地11、事務所福岡県田川市栄町１番２号　司法書士法人みずき事務所
相続財産管理人　山下　信二
福岡家庭裁判所田川支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２３年（家）第３０１０８号
事務所広島県広島市中区八丁堀２番４号
申立人　那賀　健二
本籍広島県福山市東町３丁目351番地、最後の住所広島県福山市曙町５丁目23番34―402号　シティコーポ曙、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成20年５月31日、出生の場所大阪府大阪市東成区、出生年月日昭和19年９月３日、職業無職
被相続人　亡　花木　香世
催告期間満了日　平成24年７月31日
広島家庭裁判所福山支部
平成２３年（家）第３０１１０号
広島県広島市南区本浦町１番41号
申立人　濵本　藤宏
本籍広島県福山市駅家町大字万能倉1301番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成23年４月14日、出生の場所広島県広島市、出生年月日昭和21年２月18日、職業無職
被相続人　亡　松葉　久代
催告期間満了日　平成24年７月31日
広島家庭裁判所福山支部
平成２３年（家）第７０７９号
山口県山口市阿東徳佐下1085番地
申立人　彌政　忠文
本籍山口県萩市大字西田町22番地、最後の住所山口県防府市酢貝１番19号　河村アパート102、死亡の場所山口県防府市、死亡年月日推定平成23年２月10日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和20年１月16日、職業無職
被相続人　亡　淺海　豊彦
催告期間満了日　平成24年７月31日
山口家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２３年（家）第９５２１号
鹿児島県鹿児島市甲突町26―５―902
申立人　餅原不二雄
本籍鹿児島県薩摩川内市白和町37番地、最後の住所東京都目黒区目黒４丁目４番７号
不在者　餅原　秀世
昭和43年１月18日生
公示催告期間満了日　平成24年８月31日
東京家庭裁判所
平成２３年（家）第９９１１号
埼玉県蕨市中央１―17―48―805
申立人　中山　信子
本籍東京都大田区大森南４丁目23番地、最後の住所不詳
不在者　中山　益子
昭和22年８月24日生
公示催告期間満了日　平成24年８月31日
東京家庭裁判所
平成２３年（家）第１２２６８号
大阪府大阪市住之江区緑木１丁目３番２―509号
申立人　志村　繁実
国籍中華人民共和国、最後の住所東京都新宿区大久保１丁目14番６号
不在者　杞　　秀枝
西暦1954年11月25日生
公示催告期間満了日　平成24年８月31日
東京家庭裁判所